

人材紹介に関する基本契約書

(以下、委託者という。)と株式会社カンキョウエンジニアリング
(以下、受託者という)とは、委託者からの依頼に基づき受託者が委託者に行う人材の紹介に関して、
以下のとおり基本契約を締結する。

(目的)

第1条 委託者は、受託者に対し委託者の必要とする人材の採用のため、人材の紹介を依頼し、受託者はこれを承諾した。

(紹介の内容)

第2条 委託者が依頼した職位・職務要件等の人材求人情報に基づき、受託者は該当する候補人材を求め、該当者に対するコンサルティング等を実施したうえで、適切と判断した該当者を委託者に紹介する。

② 委託者は、受託者に対し、前項の求人の依頼にあたって、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を文書で明示し、受託者は、これを該当者に明示して紹介を行うものとする。

(選考採用)

第3条 委託者は、受託者が前条により紹介した該当者を自ら選考のうえ、適当と認めた場合には、求人条件等に基づき採用する。この場合、受託者は委託者に必要なアドバイスをを行い、その他の採用選考の支援を行うものとする。

(対価の支払及び時期)

第4条 委託者は、受託者が紹介した該当者を採用し入社に至った場合、人材紹介の対価として委託者が採用する該当者の初年度標準年収(控除前総支給予定額をいい、各種手当等も含む)の40%以内額及び当該消費税を支払う。この場合において、委託者及び受託者は該当者の氏名採用日、初年度想定年収、紹介の対価額等必要な事項を別途の書面により確認するものとする。

② 受託者が紹介した当該人材が、専ら委託者の事由により退職に至った場合、いったん受領した前項の対価は返却しない。なお、当該事由退職が委託者による前項の対価支払い前であっても委託者の対価支払債務は消滅しないものとする。

③ 受託者が紹介した該当者が、専ら該当者の責めに帰すべき事由により退職に至った場合には、採用日から3か月以内に限り、第1項に定める対価の1/2を返却するものとする。この場合においても委託者の依頼があれば、受託者は引き続き誠意をもって別の人材の紹介を行う。

④ 委託者は、受託者の請求書が到達した月の末日までに、第1項に定める対価及びその消費税相当額を以下の口座に振り込むものとする。振込手数料は、委託者の負担とする。

振込口座 ; 三井住友銀行 ○○ 支店 当座預金

口座番号 ××××××××

口座名義 株式会社カンキョウエンジニアリング